

足寄町に定住し町内の事業所 等で働く若者の

奨学金返還を支援します！

(足寄町奨学金返還支援補助金)

令和9年度
申請開始



1. 対象の奨学金

大学等（短期大学、専修学校及び高等専門学校を含む）の就学のために貸与を受けた、独立行政法人日本学生支援機構の第一種奨学金及び第二種奨学金、都道府県、市町村等が設ける貸与型奨学金、生活福祉資金貸付制度による教育支援資金その他町長が認める奨学金。

2. 対象者（次の全てを満たす方）

- ①奨学金の貸与を受けて大学等を卒業し、令和8年4月1日以降に町内の事業所等に新たに正規雇用された者で申請日時点においても雇用が継続していること（公務員を除く）。
- ②住民基本台帳法に基づき本町の住民票に記載され、かつ、町内に住所を有する者で、初回の補助金の交付申請日から5年以上居住する意思のあるものであること。
- ③申請する前年度の3月31日現在で30歳以下の者であること。
- ④総額100万円以上の奨学金の貸与を受け、返還を行う者であること。
- ⑤奨学金の返還に対し、他市区町村等からの助成を受けていないこと。

3. 助成額及び助成対象期間

- ・町内に居住して返還した額のうち前年度の年間返還額（上限20万円）
- ・最大で最初に申請した年度から5年が経過するまでとし、30歳の誕生日経過後の最初の3月31日まで
- ・予算の範囲内での補助になりますので、お早めにご相談ください。

4. 提出書類

- ・足寄町奨学金返還支援補助金交付申請書（様式第1号）
- ・同意書及び宣誓書（様式第2号）
- ・勤務証明書（様式第3号）
- ・卒業証明書もしくは卒業証書の写しまたはこれらに準ずるもの
- ・奨学金の返還総額及び残額、前年度に返還した奨学金の額を証する書類
- ・その他町長が必要と認める書類

問い合わせ先

足寄町役場まちづくり推進課 地域振興室 地方創生担当

TEL 0156-28-3851

5. 補助対象期間のイメージ

